

平成30年1月定例教育委員会会議録

平成30年1月定例教育委員会は、1月11日（木）大府市役所5階 委員会室1に招集し、次のとおり審議した。

○出席した委員

一番席委員 西村 和子

二番席委員 竹中 万里

三番席委員 富田 良平

四番席委員 永田 司

五番席委員 浅井 宣亮

○議案説明のため出席した事務局職員

教育長、教育部長、指導主事、学校教育課長、学校教育課学校教育係長、学校教育課学校施設係長、学校教育課学校教育係主査

○傍聴者

無し

○提案議案

議案第 1号 平成30年度全国学力・学習状況調査について

2号 (仮称) 大府市いじめの防止等に関する条例について

報告事項 1号 小中学校現況報告について

2号 セントレア空港音楽祭2018の後援申請について

3号 第30回 地域開発みちの会フォーラム 多様性を生きる～「らしさ」からの解放～の後援申請について

4号 大府市民吹奏楽団 ファミリーコンサート2018の後援申請について

開会時間 午後1時30分

閉会時間 午後2時02分

発 言 者	要 旨
教育長	<p>みなさん、こんにちは。そして、あけましておめでとうございます。いずれの学校からも取り立てて報告を受けておりませんので、大過なく3学期をスタートしたというところかと思えます。それから、中学校3年生はいよいよ受験本番ということですが、他市町で悲しい事件もありました。生徒たちにとって励ましと精神的なフォローも必要かなとそんなふうに思っています。それではただいまから1月の定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>今日はまず初めに、河合昌和氏が12月31日をもって2期8年の教育委員の勤めを終えましたので、1月1日から教育委員に御就任いただいた富田良平氏に一言御挨拶をいただきたいと思えます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
富田委員	<p>みなさん、こんにちは。1月1日より教育委員に任命していただきました富田良平と申します。3年前、石ヶ瀬小学校を定年退職いたしました。この度、教育委員という仕事をいただきまして、微力ではありますが、これまでの経験を活かしながら精一杯大府市の教育の充実のために取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い致します。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは要綱に沿って進めさせていただきます。</p> <p>前回の会議録につきましては、先ほど教育長室で御承認いただきましてありがとうございます。続いて教育長の報告をさせていただきます。前回の定例教育委員会が12月11日でしたので、それ以降につきましてかいつまんで御報告をいたします。12月15日金曜日、県教育委員会知多教育事務所と平成30年度に向けた人事に関する面談がありました。西村教育長職務代理と一緒に出席し、大府市としての要望を伝えました。12月16日土曜日、大府西中学校の合唱祭に出席しました。他の中学校と同様、生徒たちのひたむきな姿を見させていただきました。12月19日火曜日、東山小学校で行われているプログラミング学習の授業を参観しました。こうした流れを受けて4月からは、東山小学校を研究校として本格的に大府市のプログラミング教育を進めていく段取りとなっています。12月22日金曜日、全校一斉に2学期終業式を迎えました。12月25日月曜日、共和西小学校を最後に、定年退職されました成田徳夫先生、現在88歳ですが、瑞宝双光章ということで叙勲の栄とされましたので、教育長室で伝達表彰をさせていただきました。12月27日水曜日、富田良平新教育委員の辞令交付が市長応接室で行われ、同席をさせていただきました。年が明けて1月6日土曜日、市の文化・スポーツ活動表彰式とともに教育委員会主催の教育表彰式を行いました。教育委員の皆様方にも御出席をいただきました。教育表彰としては、今回は109名の方々を表彰させていただきました。ますますの活躍を期待したいと思います。1月7日月曜日、こちら皆様方に御出席いただきました。勤労文化会館で大府市成人式が行われ出席いたしました。式としては今年も短時間で落ち着いた式であったように思います。1月9日火曜日、全校一斉に3学期始業式を行いました。1年間の締めくくりとなる充実した日々を過ごし、感慨深い卒業式終了式へと向かっていってほしいと願っております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
教育長	<p>それでは議案の審議に入りたいと思います。議案第1号「平成30年度全国学力・学習状況調査について」を審議いたします。事務局ご説明をお願いします。</p>
指導主事	<p>議案第1号「平成30年度全国学力・学習状況調査について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
教育長	<p>この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。</p>

発 言 者	要 旨
富田委員	はい。
教育長	はい、富田委員お願いします。
富田委員	30年に予備調査という形で実施されるということで、非常に興味を持っておるんですけども、対象が文部科学省によって抽出された生徒というふうになっておりますけれども、これは、学校単位で指定が来るのでしょうか、それともクラス数で指定が来るのか、あるいは子供で何人とか、対象としてはどんな指定の仕方をされるのでしょうか。
教育長	事務局、いかがでしょうか。
指導主事	はい。申し訳ございません。本年度、抽出はされておられませんので、ちょっと具体的などころはわかりませんが、これはあくまでも私の私的な回答になってしまいますが、学校がまず指定されて、そのうちの何学級数とか、そういった今までの例を見るとそういうふうではないかなとそんなふうには感じております。
富田委員	ありがとうございました。
教育長	はい、ありがとうございました。 そのほかいかがですか。
教育長	はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	はい。公表が早くなることもすばらしいと思うのですが、公表提供が7月中下旬で公表日が7月末ごろという、私もちょっと詳しくはないですが先生の多忙化解消ということで夏休みに先生が休憩したいときに、またこれで多忙化が進んでしまうということだけは無いようにしていただきたいと思いました。
教育長	はい、ありがとうございました。 事務局、いかがでしょうか。
指導主事	はい、ありがとうございます。そういうことにならないように気をつけなくては、と思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。
教育長	はい、ありがとうございました。 そのほかいかがですか。 それでは、議案第1号については、承認することよろしいでしょうか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第1号は承認いたします。 続いて、議案第2号「(仮称)大府市いじめの防止等に関する条例について」を審議いたします。ご説明をお願いします。
学校教育課	議案第2号「(仮称)大府市いじめの防止等に関する条例について」ご説明申し上げます。

発 言 者	要 旨
学校教育係主査	(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	<p>はい。ということで今、パブリックコメントに関する資料を机上に置かさしていただいております。今日、お渡しした資料ですので、少しお時間をとりたいと思います。目を通していただいて、それも参考にして、御意見御質問をいただければ、より確かなものになるかなと思いますので、このまましばらく時間を置かせてください。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>そろそろよろしいでしょうか。</p> <p>このコメントに関しては、参考資料ということでいいのかなと思います。条例の制定にかかわる部分は、条文としてかかわる部分はないのかなとも思われますが、それぞれ忌憚のない御意見、御質問を出していただければと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
浅井委員	はい。
教育長	はい、浅井委員。
浅井委員	<p>まず、最初の方の御意見は親の責任ということで、今回のいじめ防止条例にも、問題ないと思うのですが、2番目の先生がというか、大人が子供に対するいじめというのは、大府市としては、確か以前同じような内容の話が出たような気もするんですが、この、4ページの条例の定義のところ、いじめというと、第2条第1項4ページの下のほうですが、在籍している当該子どもと一定の関係にある他の子どもが行う、ちょっと私わかりにくい表現だと思うんですが、あくまでこの文脈からすると、子ども同士ということととらえているような気がするのですが。大人の当然先生が行う問題で別のところで行われると思うんですか、このご意見に対して大府市はどんなふうに答えるのかなということ、もう1点、この、パブリックコメントでは、A小学校とかC君とか仮名になっておりますが、これは実際の文章では仮名だったのでしょか、それとも実名が書いてあったのでしょか。もし、実名が書いてあった場合であれば、それに対する一応対処というのはしているのかなとその2点を伺いたいと思います。</p>
教育長	はい、事務局よろしいですか。
学校教育課 学校教育係主査	<p>まず1点目ですが、こちら条例に関して、子ども同士だけではなく、被害者が子どもの場合も、この条例を適用して、というふうに想定しております。</p> <p>あと2点目ですが、パブリックコメントの意見は、提出されたそのままを皆さんに資料としてお出ししていますので、名前は特定はされていません。</p>
浅井委員	はい。
教育長	はい、浅井委員。
浅井委員	第2条(1)のところ、いじめの定義というところで、子ども同士という気がするのですが、この表現はどのように理解できるのでしょうか。
教育長	第2条(1)いじめ「子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(イ

発 言 者	要 旨
	ンターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。」という部分ですね。
浅井委員	この文章を本当に文脈を整理すれば、いじめは、子どもに対して、他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為というふうにこれは文脈がとれるはずなんですね。ですからこの表現であると、大人が含まれないという指摘は確かにそのとおりだと思いますので、この主語がこの文書の他の子どもが行う行為はいじめだというふうにこの文書がとられるような気がするんですが、いかがでしょう。
教育部長	はい。
教育長	はい、教育部長。
教育部長	先ほどの説明に補足させていただきます。 ご質問は、浅井委員の解釈でよろしいかと思います。ここの定義は、基となるいじめ防止対策推進法の表現をそのまま引用してきておりますので、考え方としては、先程担当が説明したように子どもが受けた被害ということは間違いないのですが、加害の方の部分についても、基本的には子どもを想定しております。大人が加害側にあった場合は、これもいじめという定義ではない解釈でしていきたいというのが法の趣旨であろうと思いますので、あくまで条例に関しても、いじめということに関しての対象は子ども対子どもという解釈でよろしいかと思います。
教育長	よろしいでしょうか。
浅井委員	はい。
教育長	はい、浅井委員。
浅井委員	そうすると、いわゆるパワハラとかそういう感覚のいじめってということに対しては、この条例は含まれないと考えてよろしいでしょうか。
教育長	事務局、よろしいでしょうか。
教育部長	まさにそのとおりで、いじめという定義よりも、さらに、質の違った大人が、そもそも不適切な指導を行うといったようなところは、条例ではないところで対応していくべきであるというふうな解釈で整理しております。 お願いいたします。
教育長	はい。そのほかいかがでしょうか。
富田委員	はい。
教育長	はい、富田委員、お願いします。
富田委員	これを読ませていただいて、いじめに真剣に取り組んでいくために、新しい組織っていうんですかね、協議会とか委員会とか対策委員会とか、再調査委員会とか三つも、また、組織

発 言 者	要 旨
	<p>をつかって対応していくんだなっていうのがわかったんですが、そのうち再調査委員会は総務のほうが担当するというので教育委員会としては、二ついじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会を所管運営していくということになると思うのですが、この条例の施行が30年4月1日、3カ月後からなんですけども、第1回目のこの会議はいつごろを予定考えてみえますでしょうか。</p>
教育長	事務局、お願いします。
学校教育課 学校教育係主査	<p>まだ、日にちとか決定はしていないのですが、早くても5月には第1回ができたというふうには考えております。</p>
教育長	はい、よろしいでしょうか。
富田委員	<p>折角、こういう組織を立ち上げていくわけですので、形だけというふうではなくて、ぜひ、実のある協議会・委員会になっていくようよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。 そのほか、いかがでしょうか。</p>
	(なし)
教育長	<p>それでは、先程事務局から説明がありましたが、2月21日、この日は第3回総合教育会議がある日ですが、その後、臨時教育委員会を開催し、そこで最終決定をしていくということとしたいと思います。このことも含めまして今日の時点では議案第2号については、承認することよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
教育長	<p>それでは、議案第2号は承認いたします。 本日の議案は全て終了いたしました。 報告事項1号「小中学校現況報告について」事務局よろしくお願いします。</p>
指導主事	報告事項1号「小中学校現況報告について」報告。
学校教育課 学校教育係主査	報告事項2号「セントレア空港音楽祭2018の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)
学校教育課 学校教育係主査	報告事項3号「第30回 地域開発みちの会フォーラム 多様性を生きる～「らしさ」からの解放～の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)
学校教育課 学校教育係主査	報告事項4号「大府市民吹奏楽団 ファミリーコンサート2018の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)
教育長	<p>ありがとうございました。以上で終わります。 それでは、2月の出席依頼についてお願いします。</p>

発 言 者	要 旨
学校教育課長	報告